



益田市出産・子育て応援事業金新制度移行

「妊婦のための支援給付」のお知らせ

子ども・子育て支援法の改正により、益田市出産・子育て応援事業は令和7年3月31日で終了し、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」制度が開始されます。

「妊婦のための支援給付」について ※令和7年4月1日から開始

妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として産前産後の期間に妊娠に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。流産・死産等※の場合も支給対象となります。妊娠届出時等に、保健師等との面談を通じて対象者にご案内します。
※令和7年4月1日以降に万が一産・死産等され、給付金の支給をご希望される場合は、子ども家庭支援課までご連絡ください。

制度の移行期における対応

令和7年3月31日までに「出産応援金」を申請されていない妊婦や令和7年4月1日以降に出産する妊婦は、「妊婦のための支援給付」の制度の対象となり、手続き方法などが変わります。一方で、令和7年3月31日までに出産した方は「子育て応援金」を申請していただくことになります。（具体例は裏面の「新制度移行における手続きパターン」をご確認ください。）



Q&A

Q.令和7年3月31日までに申請できなかったら出産応援金はもらえないの？

A.妊婦給付認定の申請をご提出することで、妊婦のための支援給付金として受け取ることが出来ます。

Q.引っ越しを予定しているけど、転入先でももらえるの？

A. 国の法律に基づく給付金です。益田市で給付金をもらっていない場合は、転入先の市町村での申請をご提出することで、受け取ることが出来ます。クーポンでの支給の場合もありますので、詳しくは転入先の市町村にご確認ください。

Q.「出産・子育て応援給付金」と「妊婦支援給付金」でもらえる金額は変わるの？

A.これまでの「出産・子育て応援給付金」と支給される金額は同じです。

Q.妊婦支援給付金の申請手続きは、保健師等との「面談」が必要なの？

A.全ての妊婦へ身体的・精神的・経済的な面で、支援を総合的に行う観点から、妊婦等包括相談支援事業と一体的に経済的支援を実施するものであるため、保健師等との面談のご協力をお願いします。

Q.益田市に転入する前の住所地で「妊婦支援給付金」を受け取った場合でも益田市で申請できるの？

A.全国一律の制度のため、同一の妊娠により複数自治体から二重で受け取ることはできません。ただし、2回目（胎児の数の届出後）の受給がまだの方は、2回目のみ益田市で申請が可能です。

Q.妊娠が継続しなかった場合（流産・死産・人工妊娠中絶）は対象となるの？

A.医師による胎児心拍確認後、妊娠が継続しなかった場合も対象となります。妊婦給付認定後に5万円、及び胎児の数の届出後に胎児数につき5万円を支給します。

Q.「妊婦支援給付金」は妊婦本人以外（夫や祖父母等）の口座で申請できるの？

A.法律上、妊婦に対して支給するとされているため、妊婦本人名義の口座でしか申請できません。

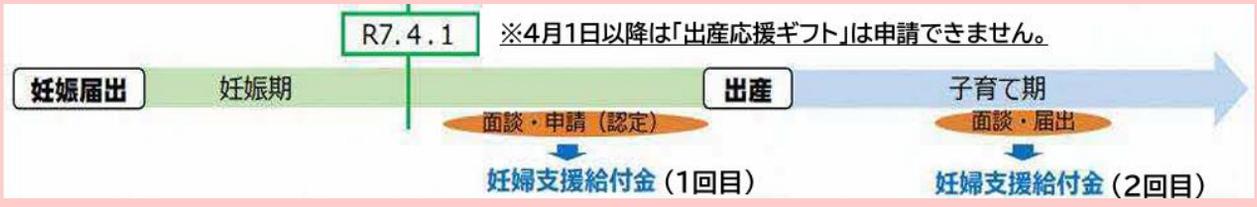




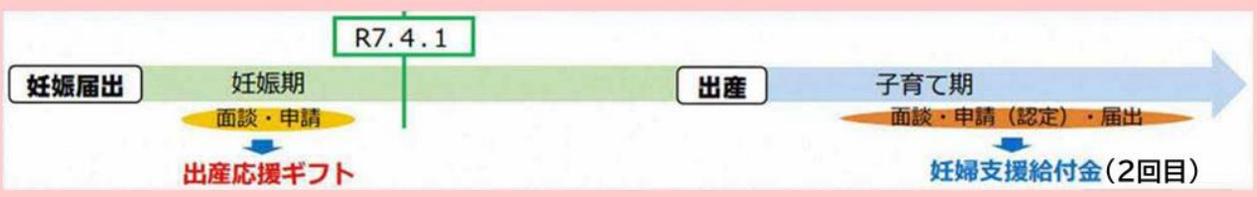
★令和7年4月1日時点で妊娠中の方

以下のパターンに該当する方は、新制度「妊婦のための支援給付」により支給します。「妊婦給付認定の申請」及び「胎児の数の届出」が必要です。

○令和7年3月31日以前に妊娠届をし、令和7年4月1日までに「出産応援金（出産・子育て応援事業）」を申請していない場合



○令和7年4月1日以降に出産した場合 ※支給対象：妊婦（出産した人）のみ



★令和7年3月31日までに出産した方

以下のパターンに該当する方は、「子育て応援金」により支給します。生後4か月になる日までに申請してください。

○令和7年4月1日より前に出産した場合 ※支給対象：子どもの養育者（産婦等）



<問合せ先> 〒698-0024 益田市駅前町17番1号
 益田市福祉環境部 子ども家庭支援課
 電話：(0856) 31-1381
 受付時間：平日8時30分～17時15分

